

○飯能市立小・中学校の通学区域に関する規則

昭和61年4月1日

教委規則第3号

改正 昭和63年8月1日教委規則第2号

平成元年10月2日教委規則第11号

平成2年10月31日教委規則第7号

平成4年5月1日教委規則第2号

平成5年3月29日教委規則第6号

平成6年1月4日教委規則第1号

平成6年3月1日教委規則第2号

平成8年7月1日教委規則第4号

平成12年7月7日教委規則第7号

平成16年12月28日教委規則第6号

平成17年3月29日教委規則第1号

平成20年3月31日教委規則第6号

平成23年3月25日教委規則第5号

平成25年3月25日教委規則第2号

平成25年6月28日教委規則第6号

平成31年3月29日教委規則第2号

令和3年2月4日教委規則第1号

注 平成12年7月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、飯能市立小・中学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第6号)第16条の規定に基づき、飯能市立小・中学校(以下「学校」という。)の通学区域を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 学校の通学区域は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年教委規則第2号)

この規則は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年教委規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年教委規則第7号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第6号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第1号)

この規則は、平成17年4月2日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第5号)

この規則は、平成23年3月26日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平17教委規則1・全改、平20教委規則6・平23教委規則5・平25教委規則2・平25教委規則6・平31教委規則2・一部改正)

学校名	通学区域
飯能第一小学校	[住居表示実施区域] 山手町 本町 八幡町1番1号から1番7号まで、1番19号、1番20号、2番から7番まで、8番6号から8番17号まで、8番20号から8番22号まで及び9番から26番まで 柳町20番から24番まで 仲町 稻荷町 南町 [住居表示実施区域外] 大字飯能 原町 大字原町 大字久下 大字中山281番、284番1、285番1、286番1、287番、287番2、287番5、288番から304番まで、314番から362番まで、363番2及び365番から769番まで 大字大河原 大字永田 永田台一丁目 永田台二丁目 永田台三丁目
飯能第二小学校	[住居表示実施区域外] 大字久須美 大字小瀬戸

	<p>大字小岩井</p> <p>大字中藤下郷字堂西、字野口入、字堂向、字野口向(1番から41番まで、686番から733番まで)</p>
南高麗小学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字岩渕</p> <p>大字下畑</p> <p>大字上畑</p> <p>大字苧生</p> <p>大字下直竹</p> <p>大字上直竹下分</p> <p>大字上直竹上分</p>
加治小学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字笠縫</p> <p>大字川寺</p> <p>大字落合</p> <p>大字双柳218番1から281番4まで、690番2、693番1、693番3、694番1、694番4、695番1から695番3まで、696番、697番2から697番5まで及び698番1</p>
精明小学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字下加治</p> <p>大字小久保</p> <p>大字宮沢</p> <p>大字平松</p> <p>大字川崎</p> <p>大字下川崎</p> <p>大字芦苧場</p> <p>大字双柳1285番1から1295番まで、1305番から1306番9まで、1307番1の一部及び1319番2から1453番4まで</p>
原市場小学校	<p>[住居表示実施区域外]</p>

	<p>大字原市場 大字下赤工 大字上赤工 大字赤沢 大字唐竹 大字中藤下郷(字堂西、字野口入、字堂向、字野口向(1番から41番まで、686番から733番まで)を除く。) 大字中藤中郷 大字中藤上郷 大字南1番から333番まで及び365番から807番まで</p>
<p>富士見小学校</p>	<p>[住居表示実施区域] 八幡町1番8号から1番18号まで、8番1号から8番5号まで、 8番18号、8番19号、8番23号及び8番24号 新町 東町 柳町1番から19番まで、25番及び26番 [住居表示実施区域外] 大字中山152番2、215番1、215番6から215番8ま で、218番2、262番1、262番4、262番6、263番 から280番まで、282番から283番4まで、284番2、2 84番3、285番2から285番6まで、286番2から286 番4まで、287番3、287番4、287番6、363番1及び 363番5から364番5まで 栄町 緑町 大字双柳1番から395番まで(218番1から281番4までを除 く。)398番から450番まで、488番2、488番12、49 1番2、491番4及び491番7 大字青木 大字中居</p>
<p>加治東小学校</p>	<p>[住居表示実施区域外]</p>

	<p>大字双柳700番台のうち一般国道299号以南の区域</p> <p>大字岩沢</p> <p>大字阿須</p>
双柳小学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字新光</p> <p>大字双柳1番から1509番まで(1番から450番、488番2、488番12、491番2、491番4、491番7、690番2、693番1、693番3、694番1、694番4、695番1から695番3まで、696番、697番2から697番5まで、698番1、700番台の一般国道299号以南の区域、1285番1から1295番まで、1305番から1306番9まで、1307番1の一部及び1319番2から1453番4までを除く。)</p>
美杉台小学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字前ヶ貫</p> <p>茜台一丁目</p> <p>茜台二丁目</p> <p>茜台三丁目</p> <p>大字矢胤</p> <p>征矢町</p> <p>美杉台一丁目</p> <p>美杉台二丁目</p> <p>美杉台三丁目</p> <p>美杉台四丁目</p> <p>美杉台五丁目</p> <p>美杉台六丁目</p> <p>美杉台七丁目</p>
名栗小学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字下名栗</p> <p>大字上名栗</p>
奥武蔵小学校	<p>[住居表示実施区域外]</p>

	大字坂石町分 大字坂石 大字吾野 大字上長沢 大字高山 大字北川 大字坂元 大字南川 大字白子 大字平戸 大字虎秀 大字井上 大字長沢 大字南 3 3 4 番から 3 6 4 番まで
--	--

*町名に係る番号について、住居表示実施区域は、街区符号(又は住居番号)で、住居表示実施区域外は、地番(又は地番の元番)で表記した。

別表第 2 (第 2 条関係)

(平 1 7 教委規則 1 ・全改、平 2 0 教委規則 6 ・平 2 3 教委規則 5 ・平 2 5 教委規則 2 ・平 2 5 教委規則 6 ・平 3 1 教委規則 2 ・令 3 教委規則 1 ・一部改正)

学校名	通学区域
飯能第一中学校	[住居表示実施区域] 八幡町 1 番 8 号から 1 番 1 8 号まで、8 番 1 号から 8 番 5 号まで、 8 番 1 8 号、8 番 1 9 号、8 番 2 3 号及び 8 番 2 4 号 柳町 1 番から 1 9 番まで及び 2 5 番から 2 6 番まで 新町 東町 [住居表示実施区域外] 大字中山 1 5 2 番 2、2 1 5 番 1、2 1 5 番 6 から 2 1 5 番 8 ま で、2 1 8 番 2、2 6 2 番 1、2 6 2 番 4、2 6 2 番 6、2 6 3 番 から 2 8 0 番まで、2 8 2 番から 2 8 3 番 4 まで、2 8 4 番 2、2 8 4 番 3、2 8 5 番 2 から 2 8 5 番 6 まで、2 8 6 番 2 から 2 8 6

	<p>番4まで、287番3、287番4、287番6、363番1及び 363番5から364番5まで</p> <p>栄町</p> <p>緑町</p> <p>大字下加治</p> <p>大字小久保</p> <p>大字宮沢</p> <p>大字平松</p> <p>大字川崎</p> <p>大字下川崎</p> <p>大字新光</p> <p>大字芦荻場</p> <p>大字双柳1番から1509番まで(218番1から281番4まで、 690番2、693番1、693番3、694番1、694番4、 695番1から695番3まで、696番、697番2から697 番5まで、698番1、700番台の一般国道299号以南の区域 を除く。)</p> <p>大字青木</p> <p>大字中居</p>
南高麗中学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字岩渕</p> <p>大字下畑</p> <p>大字上畑</p> <p>大字荻生</p> <p>大字下直竹</p> <p>大字上直竹下分</p> <p>大字上直竹上分</p>
原市場中学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字原市場</p> <p>大字下赤工</p> <p>大字上赤工</p>

	<p>大字赤沢</p> <p>大字唐竹</p> <p>大字中藤下郷(字堂西、字野口入、字堂向、字野口向(1番から41番まで、686番から733番まで)を除く。)</p> <p>大字中藤中郷</p> <p>大字中藤上郷</p> <p>大字南1番から333番まで及び365番から807番まで</p> <p>大字下名栗</p> <p>大字上名栗</p>
飯能西中学校	<p>[住居表示実施区域]</p> <p>山手町</p> <p>本町</p> <p>八幡町1番1号から1番7号まで、1番19号、1番20号、2番から7番まで、8番6号から8番17号まで、8番20号から8番22号まで及び9番から26番まで</p> <p>柳町20番から24番まで</p> <p>仲町</p> <p>稲荷町</p> <p>南町</p> <p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字飯能</p> <p>原町</p> <p>大字原町</p> <p>大字久下</p> <p>大字中山281番、284番1、285番1、286番1、287番、287番2、287番5、288番から304番まで、314番から362番まで、363番2及び365番から769番まで</p> <p>大字久須美</p> <p>大字小瀬戸</p> <p>大字大河原</p> <p>大字小岩井</p>

	<p>大字永田</p> <p>永田台一丁目</p> <p>永田台二丁目</p> <p>永田台三丁目</p> <p>大字中藤下郷字堂西、字野口入、字堂向、字野口向(1番から41番まで、686番から733番まで)</p>
加治中学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字双柳218番1から281番4まで、690番2、693番1、693番3、694番1、694番4、695番1から695番3まで、696番、697番2から697番5まで、698番1、700番台の一般国道299号以南の区域</p> <p>大字岩沢</p> <p>大字笠縫</p> <p>大字川寺</p> <p>大字阿須</p> <p>大字落合</p>
美杉台中学校	<p>[住居表示実施区域外]</p> <p>大字前ヶ貫</p> <p>茜台一丁目</p> <p>茜台二丁目</p> <p>茜台三丁目</p> <p>大字矢嵐</p> <p>征矢町</p> <p>美杉台一丁目</p> <p>美杉台二丁目</p> <p>美杉台三丁目</p> <p>美杉台四丁目</p> <p>美杉台五丁目</p> <p>美杉台六丁目</p> <p>美杉台七丁目</p>
奥武蔵中学校	<p>[住居表示実施区域外]</p>

大字坂石町分

大字坂石

大字吾野

大字上長沢

大字高山

大字北川

大字坂元

大字南川

大字白子

大字平戸

大字虎秀

大字井上

大字長沢

大字南 3 3 4 番から 3 6 4 番まで

*町名に係る番号について、住居表示実施区域は、街区符号(又は住居番号)で、住居表示実施区域外は、地番(又は地番の元番)で表記した。